【補助金に関するＱ＆Ａ】

共　通

Ｑ１：令和７年の３月に工事請負契約を締結し、工事には着手していませんが、補助の対象になりますか。

Ａ１：対象外です。工事請負契約を４月１日よりも前に締結したものは、補助の対象になりません。
市は、県が実施する「島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金交付要綱」に基づきこの補助事業を実施しています。県から市への交付決定日（令和７年４月１日）よりも前に工事請負契約をしたものは、県補助金の対象とならず、市の補助金の対象になりません。

Ｑ２：申請時に市外に住んでいますが、出雲市税の滞納のない証明書は発行できますか。

Ａ２：市外在住の場合も、固定資産税など市税の賦課がある場合は証明書が発行できますので、交付申請に添付してください。市外在住で市税の賦課がなければ、申請時に出雲市税の滞納のない証明書が発行できない場合があります。その場合は実績報告時に滞納のない証明書を提出してください。

Ｑ３：県や国の他の補助金（リフォーム助成による工事費の補助等）を併用できますか。

Ａ３：できます。

Ｑ４：システムのリース（保守・管理を含む）を行う場合、補助金の対象ですか。

Ａ４：対象外です。リース契約による太陽熱等利用設備の設置は、所有権がリース会社に担保されており、個人は使用料をリース会社へ払うという仕組みです。この補助金は、使用料（ランニングコスト）を対象としていないためです。

太陽光発電設備

Ｑ５：以前、出雲市から住宅用太陽光発電システムの設置にあたり補助金の交付を受けています。今回、設備の最大出力 10ｋW未満の範囲内で太陽光発電設備を増設する計画ですが、補助の対象になりますか。

Ａ５：以下の①～③をすべて満たせば増設でも補助対象となります。
①太陽電池モジュールとパワーコンディショナを共に新規に設置する。
②既設分と増設分を併せても、太陽電池の公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力の両方またはいずれか一方が 10kW 未満である。（実績報告書の対象システム出力欄には既設分＋増設分を記載する。）
③既設分と併せて、電力会社と 10kW 未満の太陽光発電設備の電力受給契約を締結すること。

なお、パワーコンディショナについては、新規設置ではなく取り替えでも容量が増加すれば補助対象となります。補助金は太陽電池の増加出力分が対象です。

Ｑ６：太陽光発電システムが古くなったので取替予定です。補助金の対象になりますか。

Ａ６：対象外です。既存のシステムの全部又は一部を撤去し、新たなシステムを設置する「更新」は補助対象外です。新たなシステムを設置することで、発電出力を増加させた場合も、補助対象とはなりません。住居の建て替えの際にシステムを撤去し、新居に新しいシステムを設置する場合も、新規設置ではなく「更新」と見なし補助対象外です。

Ｑ７：住宅用太陽光発電設備の事業計画書「補助対象経費」には何が含まれますか。

Ａ７：「太陽電池モジュール」、「架台」、「インバータ」、「保護装置」、「接続箱」、「直流側開閉器」、「交流側開閉器」、「配線・配線器具の購入・据付」、「設置工事に係る費用」、「余剰電力販売用電力量計」が補助対象経費になります。
※モニター代は補助対象経費に含まれませんのでご注意ください。

Ｑ８：住宅用太陽光発電システムの設置場所は、住宅の屋根でなくても、同じ敷地内に設置されていれば、補助対象となりますか。

Ａ８：同一敷地内に設置し、その発電で得られた電気を申請者が使用するのであれば、補助対象となります。（ソーラーカーポートも可）

Ｑ９：電力会社との電力受給契約が完了（電力会社との接続が完了）しているものが対象ですが、電力会社の業務が立て込んでおり作業が間に合わないなど、電力会社側の理由により接続ができそうにない場合、どうすればいいですか。

Ａ９：実績報告書は、補助事業の額の確定が完了した日から起算して 60 日以内、または当該年度の 3 月 25 日までに提出する必要があります。3 月 25 日までに書類が準備できない場合は、別に定める書類をもって替えることができますが、後日電力受給契約のお知らせを改めて提出していただく必要があります。

Q10：上記Ａ９に記載のある別に定める書類とはなんですか。

A10：「系統連携のお知らせ」及び「託送 Web 新増設工事申込」のウェブページで、「需要（発電）者情報」及び「竣工日情報」に竣工年月日、営業運転開始日が入力されている画面を印刷したものです。

Q11：固定価格買取制度（FIT）の買取期間満了後に、地域新電力等の電力会社と売電契約を締結し太陽光発電システムを増設する場合、補助対象になりますか。

A11：買取期間満了後の太陽光発電システムの増設は補助の対象とはなりません。
なお、同様のケースにおける蓄電池の新規設置又は増設については、【蓄電池設備】Q15のとおりです。

蓄電池設備

Q12：太陽光発電設備があれば、今回蓄電池のみの設置も対象となりますか。

A12：補助対象設備の要件を満たす太陽光発電設備が設置されていれば対象です。

Q13：補助対象設備の要件を満たす太陽光発電設備が設置されていれば、夜間電力のみで蓄える蓄電池でも補助対象となりますか。

A13：対象外です。蓄電池設備は太陽光発電の特性から夜間電力を備える機能も備えていますが、太陽光発電により発電した電力等を有効に活用することを目的とした補助事業のため、既設の太陽光発電設備で発電した電力を蓄電可能な蓄電池が対象となります。

Q14：ＥＶ車に住宅用太陽光発電システムで発電した電力を蓄電する場合、ＥＶ車は補助対象となりますか。また、ポータブル蓄電池は補助対象となりますか。

A14：いずれも対象外です。

Q15： 既に蓄電池を設置している住宅において、老朽化等のため、その全部又は一部を撤去し、新たな蓄電池を設置（＝「更新」）した場合、補助対象ですか。

A15：対象外です。太陽光と同様に、既存の設備の全部又は一部を撤去する「更新」は補助対象外です。また、新たな設備を設置することで、蓄電容量を増加させた場合であっても、同様に補助の対象とはなりません。

Q16：設置時に固定価格買取制度（FIT）の認定を取得し、買取期間満了後に地域新電力等の電力会社と売電契約を締結している太陽光発電システムに、蓄電池を新規設置又は増設する場合は補助対象になりますか。

A16：補助の対象となります。

Q17: 設置時にRPS制度又は余剰電力買取制度の認定を取得した太陽光発電システムに、蓄電池を新規設置又は増設する場合は補助対象となりますか。

A17：補助の対象となります。ただし、RPS制度前に国等の補助金を受けて導入された設備については補助対象外です。

太陽熱利用設備（ソーラーシステム）

Q18：ソーラーシステムとはどのようなものですか？

A18：集熱器と貯湯部分が離れているもので、太陽熱を給湯や冷暖房等に利用します。
集熱器を屋根に乗せ、蓄熱槽（貯湯部分）を地上に設置するのが一般的です。

○ **ソーラーシステムは補助の対象です。** 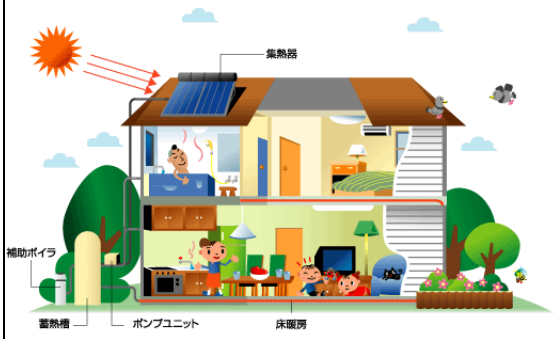 ＜出典：一般財団法人新エネルギー財団＞	× **太陽熱温水器は補助の対象になりません。** 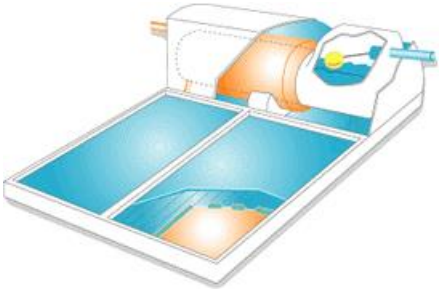 ＜出典：一般社団法人ソーラーシステム振興協会＞

ソーラーシステムについて、一般社団法人ソーラーシステム振興協会のホームページで詳しく紹介されています。

http://www.ssda.or.jp/

Q19：灯油や都市ガスを補助熱源とするソーラーシステムは、補助の対象になりますか。

A19：補助熱源機器が灯油や都市ガス等の化石燃料を使用する場合も補助の対象になります。
補助ボイラ（補助熱源機器）が別に設置され、工事費を明確に区分できる場合は、補助熱源機器に係る工事費は補助対象から除外します。（貯湯部分に補助熱源機器が内蔵されているなど、費用の分離が不可能な場合は、貯湯部分として補助対象とします。）

Q20：今使っている、ガス給湯器や電気温水器にソーラーシステム（太陽熱利用設備）を付け加える場合も補助の対象になりますか。

A20：補助の対象になります。

Q21：太陽光発電設備とソーラーシステムを併設した場合、それぞれ補助の対象になりますか。

A21：太陽光発電又は太陽熱利用設備（ソーラーシステム）それぞれの補助金の交付要件を満たせば、それぞれの補助の対象になります。また、太陽光発電併用型のソーラーシステムについては、住宅用太陽光発電設備とソーラーシステムの工事費用を明確に区分でき、それぞれの補助金の交付要件を満たせば、補助の対象になります。

Q22：太陽光モジュールと太陽熱集熱パネルが一体型となっているものはそれぞれ補助金対象ですか。

A22：いわゆるハイブリットソーラーについては、工事費の分離ができないので、設備としては対象ですが、補助申請は、太陽光発電か太陽熱ソーラーシステムのどちらか一方しかできません。

Q23：エコジョーズやエコキュートを補助熱源として、太陽熱ソーラーシステムを設置する場合、貯湯ユニットにヒートポンプが内蔵され、一体的なものは補助対象ですか。

A23：貯湯ユニットに内蔵されているものや、一体的となっており価格分離が不可能な場合は補助対象です。
例えば、エコキュートについて、ヒートポンプが別に明確に区分できる場合は、その部分については補助対象外です。

Q24：既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。

A24：既存設備の撤去にかかる工事費は対象外です。

Q25：ソーラーシステム（太陽熱利用）のリモコンは補助の対象になりますか。

A25：リモコンについては、温度調節を行うためのものでシステムに附属するものは対象です。オプション（例えば、台所からも操作できるように別売りされるものを追加購入する場合など）は補助の対象外です。

Q26：既に太陽熱等利用設備を設置している住宅において、老朽化等のため、その全部又は一部を撤去し、新たな太陽熱等利用設備を設置（＝「更新」）した場合、補助対象となりますか。

A26：補助の対象となります。太陽光及び蓄電池と異なり、熱利用設備については更新も補助対象です。

木質バイオマス熱利用設備

Q27：薪ストーブの要件にある、２次燃焼構造とは、どんなものですか？

A27：薪を燃やした際に、一部燃え切らない可燃ガスが煙となります。この煙となった可燃ガスに高温の空気を吹き付けて、再燃焼させる構造が２次燃焼構造であり、煙が出にくく、効率よく高火力を得ることができます。また、同様の効果を得るために２次燃焼部に触媒を設けているものもあります。

【２次燃焼構造のイメージ図：出典　BurnWise, USEPA】

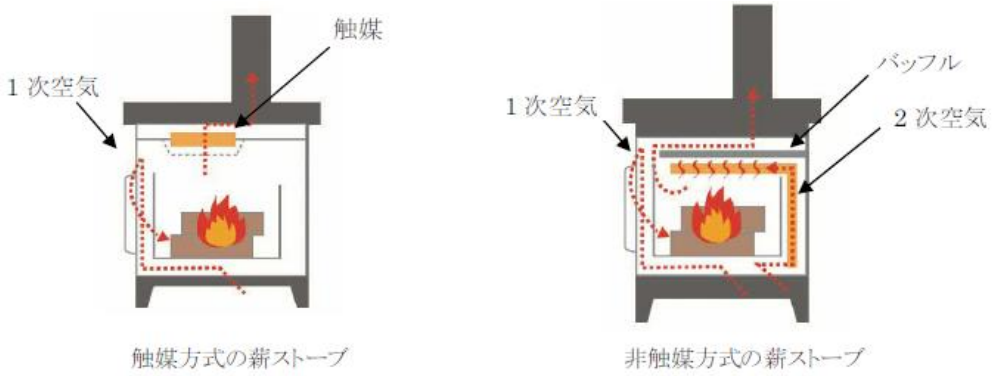

Q28：店頭にて展示されていた製品（店頭で使用はされていた）を購入した場合、中古品となりますか。

A28：中古品には当たりません。
ただし、当該設備に対し、過去に補助金が充てられてない事や、販売店が「展示」の目的で使用していたものである場合に限ります。

Q29：既に木質バイオマス設備を設置している住宅において、老朽化等のため、その全部又は一部を撤去し、新たな木質バイオマス設備を設置（＝「更新」）した場合、補助対象となりますか。

A29：補助の対象となります。太陽光及び蓄電池と異なり、熱利用設備については更新も補助対象となります。